

「フリーランスとして安心して働く環境を整備するためのガイドライン」（案）
に対する意見募集の結果の公示及び同ガイドラインの策定について

令和3年3月26日
内閣官房成長戦略会議事務局
公正取引委員会
中小企業庁
厚生労働省

「フリーランスとして安心して働く環境を整備するためのガイドライン」（案）につきまして、令和2年12月24日（木）から令和3年1月25日（月）まで、策定に向けて、広く国民の皆様からの御意見を募集いたしました。

その結果、意見募集に対して84の団体・個人から御意見が寄せられ、これらの御意見に対する考え方について、別紙1のとおり取りまとめました。できる限り多くの方の意見に対して考え方をお示しするため、団体・個人から複数の御意見をいただいた場合、その主なものについて記載しております。

また、お寄せいただいた御意見も踏まえ、本日、内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省の連名で「フリーランスとして安心して働く環境を整備するためのガイドライン」を策定いたしました。意見募集時からの本文の変更点については別紙2にまとめています。

御意見をお寄せいただいた皆様に感謝申し上げるとともに、引き続き、施策の推進に関しまして御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

問い合わせ先

内閣官房成長戦略会議事務局（雇用・人材担当）

（本ガイドラインの位置づけ、「第1 はじめに」、「第2 基本的考え方」について）

電話03-3581-9252（直通） ホームページ <https://www.cas.go.jp/>

公正取引委員会事務総局経済取引局総務課経済調査室

中小企業庁事業環境部取引課

（「第3 フリーランスと取引を行う事業者が遵守すべき事項」、「第4 仲介事業者が遵守すべき事項」、「別添 本ガイドラインに基づく契約書面のひな型例について」について）

＜公正取引委員会＞

電話03-3581-4919（直通） ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>

＜中小企業庁＞（特に契約書面のひな型例について）

電話03-3501-1669（直通） ホームページ <https://www.chusho.meti.go.jp/>

厚生労働省雇用環境・均等局在宅労働課

（「第5 現行法上『雇用』に該当する場合の判断基準」について）

電話03-3595-3273（直通） ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/>